

〔資料〕

中国裁判逸話集（北宋太祖朝篇）

佐 立 治 人

はじめに

だけでも読んでいただければ幸いです。

史料を読んでいきますと、自分がこれから先に書こうと思つて
いる論文には使いそうもないけれども、放っておくのはもった
いない記事によく出くわします。それらの記事は、内容そのも
のが割合おもしろいだけではありません。一つ一つの短い記事
がそれぞれ、読む人に中国の法律や裁判の特色を感得させてく
れる点で、放っておくのがもったいなのです。そのような、
放っておくのがもったいない記事を集めて翻訳し、多少解説を
加えて、中国の法律や裁判に興味をお持ちの先生方や学生の皆
さんに紹介すれば、それらの記事を活かすことができるのでは
ないかと思いつきました。解説の部分は飛ばして、翻訳の部分

目 次

- 第一話 皇帝の罪
- 第二話 太祖の隣人
- 第三話 公正な武人
- 第四話 天下で一番大きな物
- 第五話 鼎にも耳がある
- 第六話 奴婢の姓
- 第七話 告げ口は癖になる
- 第八話 太祖の優しさ
- 第九話 スパイの失敗
- 第十話 太祖の罪刑法定主義
- 第十一話 子孫が繁栄した理由
- 第十二話 太祖の誓い

第一話 皇帝の罪

唐律の名例律、十惡反逆緣坐条に附された疏（永徽四年（六五三）に成る）の問答に、「非常の断は、人主、これを専らにす。（法律から外れた決断を下すことは、皇帝だけが行うことができる。）」とあるように、中国の皇帝は、法律の外に立つ存在であった。しかし、そのような皇帝であっても、悪いことをすれば、歴史の審判には服さなければならない。

『資治通鑑』の編者として名高い司馬光（一〇一九―一〇八六）は、『資治通鑑』の続篇を編む目的で資料を集めていた。その資料を一書にまとめたものが『涑水記聞』である。その『涑水記聞』の卷一に、石介（一〇〇五―一〇四五）の『三朝聖政録』を出典とする、宋朝の初代皇帝太祖（在位九六〇―九七六）の、次のようなエピソードが掲げられている。「三朝聖政録」の「三朝」は、太祖・太宗・真宗の三皇帝を指す。『涑水記聞』は中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

太祖が宮城の後園（宮城の西北隅にあった）で雀を弾って

いた時のことです。ある臣僚が、緊急の用件がございますと称して、面会を求めました。太祖が急いで会ってみますと、その臣僚が申し上げた事は通常の用件に過ぎませんでした。太祖は怒って、その理由を詰問しました。臣僚は、「私は、雀を弾つよりかは緊急であると思つたのです。」と答えました。太祖はますます怒って、柱斧（儀礼用の斧）の柄を振って、臣僚の口を突き、二本の歯を落としました。その人は、ゆっくりとうつぶむいて歯を拾い、懐の中に入れました。太祖は、「きみは歯を懐にしまったね。私を訴えるつもりか。」と罵りました。臣僚は、「臣下である私が陛下を訴えることはできません。しかし当然、史官がこの事を記録してくれるはずです。」と答えました。太祖はこの返事が気に入って、臣僚に金帛をプレゼントして慰撫しました。

【原文】

太祖嘗彈雀於後園。有群臣称有急事請見。太祖亟見之。其所奏乃常事耳。上怒、詰其故。对曰、臣以為尚急於彈雀。上愈怒、拳柱斧柄、撞其口、墮兩齒。其人徐俯拾齒置懷中。上罵曰、汝懷齒、欲訟我邪。对曰、臣不能訟陛下。自有史官書之。上悦、賜金帛慰勞之。

【訓読】

太祖、嘗て雀を後園に於て弾つ。群臣の、急事有りと称して請見する有り。太祖、亟やかに之れを見ず。其の奏するところ、乃ち常事なるのみ。上、怒り、其の故を詰す。对之て曰わく、臣以て尚お弾雀よりも急なりと為す、と。上、いよいよ怒り、柱斧の柄を挙げて其の口を撞き、両齒を墮とす。其人、徐ろに俯いて齒を拾い、懷中に置く。上、罵りて曰わく、汝、齒を懷にす。我を訟えんと欲するか、と。对えて曰わく、臣、陛下を訟うる能わず。自ら当に史官有りて之れを書すべし、と。上、悦び、金帛を賜いて之れを慰勞す。

この文のはじめに「群臣」が太祖に請見したとあるが、紹興六年（一一三六）に成った曾慥編『類説』（影印『文淵閣四庫全書』本を見た。）の卷十九に収録されている『三朝聖政録』では、「臣僚」が請見したと記されている。和訳では「臣僚」としておいた。このエピソードで太祖に齒を折られたのは、雷德驥という人であった。『国老談苑』卷一（影印四庫全書本を見た。）に次のように記されている。『国老談苑』は、南宋の人である陳振孫が著した『直齋書録解題』の

卷十一、小説家類に「国老閒談二卷。夷門君玉撰と称す。姓を著せず。」と記されている（『四庫全書提要』）。

【和訳】

雷德驥が大理寺の長官（原文。判大理寺。大理寺は最高裁判所の一つ。死刑案件の審査を担当する。）だった時のことです。ある日、疑獄案件に皇帝の裁決を仰ぐ必要があったので、その日の皇帝のスケジュールにはなかったのですが、雷德驥は皇帝に面会を願いました。その時、太祖は後苑で鷹（原文。鷲禽）を放っていました。面会に応じました。雷德驥は「陛下は鷹を放つことを急ぎの用事とし、裁判を通常の用事としておられます。私には理解できません。」と申し上げました。太祖は怒って玉斧（原文。玉鉞。「鉞」は「鉞」か「鉞」の誤りであろう。）を持ち上げて雷德驥を撞きました。齒が二本、地面に墜ちました。雷德驥は齒を拾って帯の中に入れました。太祖が雷德驥に「君は私を訴える気か。」と言いますと、雷德驥は「臣下である私がどうして陛下を訴えることをしましうか。当然、史官がこの事を書いてくれます。」と答えました。太祖はこれを聞いて後悔し、厚く贈り物をし

て下がらせました。

【原文】

雷德讓、判大理寺。一日、有疑讞、非次請對。時太祖、放鷲禽於後苑。見。德讓奏曰、陛下以放禽為急、刑獄為常。臣窃未喻。上怒、拳持玉鍼撞之。二齒墜地。德讓拾而結於帶中。上謂曰、汝待訴我耶。德讓曰、臣安敢訴陛下。自有史官書之。上從而悔、厚賜以遣之。

原文に「雷德讓」とあるが、「雷德驥」の誤りである。雷德驥（九一八―九九二）は、字は善行、後周広順三年（九五三）の進士。宋に仕えて判大理寺に任じられた。大理寺の官吏が宰相趙普にへつらつて、被告人の刑を勝手に重くしているので、太祖に面会して直接そのことを報告しようとした。まだ面会に引導されないうちに、自分から講武殿（皇帝と面会する御殿）に押しかけて上奏した。言葉も態度も猛烈であった。太祖がとがめると、德驥は「私は陛下が日が暮れてもまだ食事をなさらず、まさに威厳を震っておられるのに出くわしただけです。（原文。臣值陛下日旰未食、方震威嚴爾。）」と答えた。太祖は怒って、左右の者に命じて德驥をひきずり出させ、詔して死刑

に処するよう命じた。ほどなく怒りが解け、德驥を商州（現在の陝西省商県）の司戸参軍に降官した。このように『宋史』巻二七八、雷德驥伝に記されている。

第二話 太祖の隣人

囚人の中に、冤罪の者や裁判が不当に長引いている者がいなかどうか調査することを、「慮囚」または「録囚」と称する。漢代以来、皇帝自らが、定期的に、あるいは不定期に、京師の獄囚を録することが行われた。宋代でも同様であつて、『宋史』巻一九九、刑法志に、「宋が興ると、五代十国の乱世を承け、太祖・太宗は、重い刑法を頗る用いて、邪悪な者を罰した。歳時に自ら裁判と慮囚とを行い、明確で慎重であろうと務め、真心と思いやりとを根本精神とした。（原文。宋興、承五季之乱、太祖・太宗、頗用重典、以繩姦慝。歳時躬自折獄慮囚、務底明慎、而以忠厚為本。）」と述べられており、また、同書巻二百一、刑法志に、「天子、歳ごとに自ら京師の繫囚を録す。」とある。ただし、太祖が行つた慮囚は、ただ一回だけしか記録されていない。『宋史』巻二、太祖本紀、乾德四年（九六六）八月乙卯条に、「囚を録す。』『統資治通鑑長編』巻七、乾德四年八月

乙卯条に、「上、講武殿に御し、親ら繫囚を録す。原し減ずるところ多し。」「宋会要輯稿』刑法五之一、親決獄に、「太祖乾德四年八月二十四日、帝、講武殿に御し、親ら開封府の繫囚を録す。宥に会う者数十人。」とあるものがそれである。なお、乾德四年八月乙卯は、『三正綜覽』に従えば、二十三日である。その録囚の時の事であったかどうかわからないが、范鎮（一〇〇八―一〇八八）の『東齋記事』の卷一に、次のような話が記されている。『東齋記事』は中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

太祖は、ある日、後殿（講武殿を指す。）に御出座になり、慮囚を行いました。その中の一人の囚人が申し上げました。「私が陛下の隣人であることを考慮に入れて下さい。」太祖は、自分の先祖が幽州（原文。燕薊。燕は幽州、薊は幽州の附郭県の薊県。現在の北京市。）に住んでいた時に、この囚人は隣人だったのか、と思いました。そこで、係官を遣わして、帝室との関係を質問させました。すると囚人は答えました。「私は東華門（首都開封の宮城と皇城とを南北に区分し

て東西に走る道路の東門）の門前町に住んでいます。」太祖は笑って、その囚人を釈放してやりました。

【原文】

太祖、一日御後殿慮囚。内有一囚告、念臣是官家鄰人。太祖以為燕薊鄰人、遣問之。乃云、臣住東華門外。太祖笑而宥之。

【訓読】

太祖、一日、後殿に御して慮囚す。内、一囚有りて告ぐ、臣は是れ官家の鄰人なるを念われよ、と。太祖おもえらく、燕薊の鄰人ならん、と。遣わして之れを問わしむ。乃ち云う、臣は東華門外に住む、と。太祖、笑いて之れを宥す。

「後殿」とは、孟元老『東京夢華錄』卷一、大内に、「後殿を崇政殿・保和殿と曰う。」とあり、『宋史』卷八十五、地理志、東京の項に、「宮後に崇政殿有り。（原注。旧名、簡賢・講武。太平興國二年（九七七）、今の名に改む。（後略））閱事の所なり。」とあるから、講武殿を指すと考えてよいであらう。

太祖が囚人を「燕薊」の隣人かと思ったのは、太祖自身は

洛陽の生まれであるが、祖父の頃までは燕薊即ち幽州に家があったからである。太祖の高祖父は燕薊の生まれであり、高祖父・曾祖父・祖父の墓は幽州にあった(『宋会要輯稿』帝系一之一)。

「東華門外」は、『東京夢華録』卷一、大内に、「東華門外は、市井、最も盛んなり。」と記されている。繁華街であった。

「太祖、笑いて之れを宥す。」とあるが、『宋史』卷二百一、刑法志に、「天子、歳ごとに自ら京師の繫囚を録す。(中略)杖・笞は之れを積す。或いは徒罪も亦た積さるるを得。」と記されているように、皇帝が慮囚を行う際には、笞罪・杖罪という比較的軽い罪を犯したとされる囚人は釈放される慣わしであった。「陛下の隣人です。」と主張した囚人も、おそらくは軽い罪の者であって、そのようなことを言わなくても釈放されたことであろう。

第三話 公正な武人

太祖・太宗の中国統一事業に將軍として貢献し、契丹に対する守將の役割も担った馬仁瑀(九三三〜九八二)は、生粋の武

人であった。少年時代は、勉強嫌いにも程がある、と云うべき有り様であって、『宋史』卷二七三、馬仁瑀伝に次のように記されている。

「馬仁瑀は、大名府夏津県(現在の山東省夏津県)の人である。十余歳の時、父が彼を就学させたが、たちまち逃げ帰った。また、郷校で孝経を習わせたが、十日余りで一字も覚えられなかった。博士が彼を笞打つと、仁瑀は夜中に一人で忍び寄って、学堂に放火した。博士は何とか着の身着のまま脱出した。仁瑀は常に里中の子供達数十人を集めて、彼らと軍隊ごっこをして遊び、自分が將軍になって、毎日、彼らと集合時刻を約束し、時刻に遅れた者を鞭打った。子供達は皆、畏れて服従した。また、果物を買って彼らに公平に与えたので、子供達はますます親しみ服した。成長すると、弓術を得意とし、二百斤(約二三〇^{kg})の重さの弓を挽くことができるようになった。」

その後も馬仁瑀は、『宋史』本伝を読む限り、勉強した形跡は見られない。しかし彼は、公正な裁判を立派に行う能力は持っていたのである。『続資治通鑑長編』卷十二、太祖、開宝四年(九七二)六月庚辰条、及び『宋史』本伝に、次のような記事が出てくる。『長編』も『宋史』もほぼ同文であるが、『長

編』の文は、法律用語の表記に脱落・転倒があるので、『宋史』本伝の文を掲げる。

【和訳】

開宝四年、馬仁瑀は瀛州（現在の河北省河間県）の防禦使（軍事を治める。州の民政長官である刺史を兼ねる。）に転任しました。彼の兄の子が、ある時、酔っぱらって、誤って善良な民（原文。平民）を殺しました。牢獄に繋がれ、死刑に当たると判断されました。ところが、殺された民の家族が自ら、「前々からの恨みがあったわけではありません。ただの過誤にすぎません。過失殺傷の罪で裁いて下さるようお願いします。」と申し出ました。仁瑀は言いました。「私はこの州の長官です。そして私の兄の子が人を殺しました。これは私の権勢を笠に着てしたことです。過失ではありません。どうして、犯人が自分の親戚であることを理由にして国家の法律を乱すことができますか。」そして律の規定通りに判決を下し、殺された民の家族に葬儀費用として布帛を給付しました。

【原文】

開宝四年、遷瀛州防禦使。兄子嘗因醉誤殺平民、繫獄当死。民家自言、非有宿憾、但過誤爾。願以過失殺傷論。仁瑀曰、我為長吏、而兄子殺人。此怙勢爾、非過失也。豈敢以私親而乱国法哉。遂論如律、給民家布帛為棺斂具。

【訓読】

開宝四年、瀛州防禦使に遷る。兄の子、嘗て酔に因りて誤って平民を殺す。獄に繋がれ死に当てらる。民家、自ら言う、宿憾有るに非ず、但だ過誤なるのみ。願わくは過失殺傷を以て論ぜられんことを、と。仁瑀曰わく、我れ長吏たり。而して兄の子、人を殺す。此れ勢を怙むのみ、過失に非ざるなり。豈に敢て私親を以て国法を乱さんや、と。遂に論ずること律の如くし、民家に布帛を給して棺斂の具と為さしむ。

「遂に論ずること律の如くす」とあるが、この「律」は『宋刑統』の条文を意味する。『宋刑統』は、太祖の建隆四年（九六三）に編纂された、宋朝の基本的な刑法典である。宋代を通じて、裁判官は、『宋刑統』の規定を改正した法律が存在しないときは、『宋刑統』の規定を適用しなければならなかった。

『宋刑統』では、唐律の全五百条及び唐律の公定の注釈である律疏がそっくり採用されている。『宋刑統』三十巻の各巻には、唐律の篇目が標題として掲げられている。即ち、巻一から巻六までが「名例律」、巻七・巻八が「衛禁律」、巻九から巻十一までが「職制律」、巻十二から巻十四までが「戸婚律」、巻十五が「厩庫律」、巻十六が「擅興律」、巻十七から巻二十までが「賊盜律」、巻二十一から巻二十四までが「鬪訟律」、巻二十五が「詐偽律」、巻二十六・巻二十七が「雜律」、巻二十八が「捕亡律」、巻二十九・巻三十が「斷獄律」である。

馬仁瑀の兄の子が「酔に因りて平民を誤殺し、獄に繋かれ死に当てらる。」と記されている。「誤殺」とは、『宋刑統』卷二十三、鬪訟律、誤殺傷門、誤殺傷条に、「鬪毆して旁人を誤殺傷する者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は一等を減ず。(けんかをしていて、傍らにいた人を誤って殺傷した者には、けんかの相手を殺傷したときの規定を適用する。その規定を適用すると死刑に至るときは、刑一等を減じる。)」と定められているように、攻撃するつもり相手ではない人(家畜を誤殺する罪もある。)を間違えて殺す、というのが、『宋刑統』の条文の用語としての意味である。なお、今掲げた誤殺傷条は、唐律

から『宋刑統』に採用された条文である。唐律及び律疏から『宋刑統』に採用された条文を、これからは『宋刑統』の「律」「律文」「律疏」、あるいは単に「律」「律文」「律疏」と呼ぶことにする。

「平民を誤殺して」「死に当てらる」とあるが、律の規定では、誤殺が死刑に至ることはない。また、「民家自ら、宿憾(前々からの恨み)有るに非ず、と言う。」と記されているから、加害者は被害者に対して一時的な悪感情は抱いたらしい。すると被害者は、加害者の攻撃対象ではなかったのに間違えて殺されたのではなく、はじめから加害者の攻撃対象であったことになる。このように考えると、この記事に「誤殺」とあるのは、律の用語として使われているのではなく、酔っていたので攻撃の手加減ができずに思わず相手を殺した、という意味で使われていると受け取ることができる。このような行為は、鬪訟律の「鬪毆して人を殺す者は絞す。」という規定が適用され、死刑に当たる。

被害者の家族が加害者のために「過失殺傷を以て論ぜられんことを願」った、と記されている。「過失殺傷」は、鬪訟律の条文に「過失にて人を殺傷する者は各々、其の状に依り、贖を

以て論ず。」と定められている。そして、この条文に附された本注（律の条文と同時に作られた注で、条文と同等の効力を持つ。）に、「耳目の及ばざるところ、思慮の到らざるところ、共に重き物を挙げて、力の制せざるところ、もしくは高きに乗り、危きを履み、足、跌き、及び禽獸を撃つに因り、以て殺傷を致すの属、皆な是れなり。」と説明されている。要するに「過失殺傷」とは、被害者を攻撃するつもりは全くないのに殺傷する行為を意味する。

闘訟律には、闘毆殺傷の被害の程度に応じて、闘毆殺傷罪の刑の軽重が定められている。過失で人を殺傷した者は、まず、傷害の程度に応じて、闘毆殺傷罪が適用される。次に、名例律の五刑条に定められている、各刑に対応する贖銅の額に従って、闘毆殺傷罪の刑に対応する額の贖銅が科され、その贖銅ないしそれに相当する額の金品を被害者の家へ納入するのである。加害者が過失で被害者を殺したとすると、闘毆殺人罪の絞刑に対応する贖銅百二十斤（一斤は約六四グラム）ないしそれ相当の金品を、加害者は被害者の家へ納入し、実刑を免除されるわけである。

ここで注目したいのは、被害者の家族が裁判官に向かって、

「過失殺傷」の法律を加害者に適用してくれるよう請願している点である。被害者は「平民」、即ち善良な「民」（「平」は罪が無いこと）であるから、被害者の家族も「民」である。つまり、この記事では、官僚ではない一般人民が、裁判官に向かって、法律を引いて、自らの意見を申し述べているのである。宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『全集』第十一卷所収、岩波書店。初出は一九五四年）は、「宋代の人民は、どんな法によつて裁判されるかを少しも知らされていなかった。」（一五六頁）と書いているけれども、決してそうではないのである。

被害者の家族からの申し出に対して馬仁瑀は、「此れ勢を怙むのみ、過失に非ざるなり。」と答えた。加害者は、被害者を攻撃するつもりがなかったのではなく、酔っぱらって手加減し損ねただけである。しかも、いざとなったら、防禦使である叔父が助けてくれるだろうという依頼心を抱いていたから、攻撃に力が加わったのである。過失殺の法を適用できないどころか、闘毆殺を越えて、故意殺人（故意殺人）の法を適用してもよいぐらいである。そして馬仁瑀は、「豈に敢えて私親を以て国法を乱さんや。」と見得を切つて、「論ずること律の如く」した、即ち闘訟律の「闘毆して人を殺す者は絞す。」の規定を適用して、

兄の子に絞刑の判決を下したのである。

はじめに紹介したように、少年時代の馬仁瑠は、勉強嫌いなも程がある、と言うべき有り様であった。一方、果物を買って、数十人の遊び仲間均等に分配する公平な性質を示していた。この公平な性質が、後年、馬仁瑠に上記のような公正な裁判を行わせたのであろう。

第四話 天下で一番大きな物

趙普（九二二―九九二）は、太祖擁立のクーデターを趙匡胤（太祖の弟。後の太宗）とともに計画し成功させた、宋朝開国の功臣である。乾徳二年（九六四）に門下侍郎・同中書門下平章事即ち宰相に任じられた。太祖は宰相趙普を自分の左右の手になたとえ、大事も小事もすべて彼に相談して決めた（『宋史』卷二五六、趙普伝）。沈括（一〇三一―一〇九五）の『続夢溪筆談』（胡道静『夢溪筆談校証』下（世界書局、中華民國七十八年）を見た。）に、太祖と趙普とが交わした次のような会話が記されている。

【和訳】

太祖皇帝が、ある時、趙普に質問しました。「天下で一番大きな物は何ですか。」趙普がじっくり考えて、まだ答えなideているうちに、太祖は再び「天下で一番大きな物は何ですか。」と質問しました。趙普は「道理が一番大きいです。」と答えました。太祖は何度も「よし、よし。」と言いました。

【原文】

太祖皇帝嘗問趙普曰、天下何物最大。普熟思未答問、再問如前。普對曰、道理最大。上屢稱善。

「天下で一番大きな物は道理です。」と答えた趙普ならではのエピソードが司馬光『涑水記聞』卷一に記されている。太祖の時、功を立てたので昇任すべき臣僚がいた。太祖はもともとその人を嫌っていたので、昇任を許さなかった。趙普は堅く許可を求めた。太祖は怒って「朕は絶対に昇任を許さない。さあどうする。」と言った。趙普は「刑で悪を懲らしめ、賞で功に酬いるのは、古今の通道です。かつ刑賞は、天下の刑賞であって、陛下の刑賞ではありません。どうして陛下の喜怒でもって陛下が自由に決めることができますようか。（原文。刑以懲悪、

賞以酬功、古今之通道也。且刑賞者、天下之刑賞、非陛下之刑賞也。豈得以喜怒專之。」と言った。太祖は大變怒つて席を立つた。趙普もまたくつついていった。太祖が内宮に入つてしまつと、趙普は宮門に立ち、いつまでも帰らなかつた。太祖は非を悟り、ようやく昇任の奏を可とした、という。

第五話 鼎にも耳がある

第一話「皇帝の罪」で、判大理寺の雷德驥が太祖に齒を折られた話及び彼が案内を待たずに太祖の所に押しかけて太祖を怒らせた話を紹介した。雷德驥と太祖とが喧嘩した話がもう一つ伝えられている。それは『涑水記聞』巻一に記されている話である。

【和訳】

御史中丞の雷德驥が、趙普が他人の邸宅を無理やり買い取り、賄賂を集め取っている、と上奏して弾劾しました。太祖は怒つて、雷德驥を叱りつけて言いました。「鼎やなべにさえ耳がある。君は趙普が我が国家の柱臣であることを聞いていないのかね。」左右の者に命じて庭を数周、雷德驥をひき

ずらせました。そして態度をやわらげて、雷德驥に冠をもとに戻させると、召して御殿に昇らせて言いました。「今後はこのようなことを上奏してはいけません。今回はあなたを赦します。他の人に知らせてはいけませんよ。」

【原文】

御史中丞雷德驥劾奏、趙普強市人第宅、聚斂財賄。上怒、叱之曰、鼎鑑尚有耳。汝不聞趙普吾之社稷臣乎。命左右、曳於庭數匝。徐使復冠、召升殿、曰、今後不宜爾。且赦汝。勿令外人知也。

【訓読】

御史中丞雷德驥劾奏す、趙普強いて人の第宅をかい、財賄を聚斂す、と。上怒り、之れを叱りて曰わく、鼎鑑すら尚お耳あり。汝、趙普は吾れの社稷の臣たるを聞かざるか、と。左右に命じ、庭に曳くこと数匝。徐ろに冠を復せしめ、召して殿に升らしめて曰わく、今後は宜しくしかるべからず。しばらく汝を赦す。外人をして知らしむる勿かれ、と。

「御史中丞雷德驥」とあるが、『宋史』『続資治通鑑長編』『宋会要輯稿』を検索する限り、雷德驥が御史中丞に任じられ

たことを示す記事は見当たらない。「御史中丞」は「判大理寺」の間違いであろう。

李燾撰『統資治通鑑長編』巻九は、太祖開宝元年（九六八）九月甲戌条に、「涑水記聞」は雷德驥が御史中丞であったと記しており、『国老談苑』（第一話に掲げた『国老談苑』のこと）は雷德驥が、齒を折られた後に、齒を拾い、帯に結わえたことと記しているが、どちらも誤りである。今、『国史』雷德驥伝に依り、『国老談苑』及び『涑水記聞』の記述も多少取り入れて記事を構成した。（原文。記聞載德驥為御史中丞、国老間談載拾齒結帶事、皆誤。今依本伝、稍取談苑及記聞刪修之。）と注を附けて、次のように記している。『統資治通鑑長編』は中華書局の点校本及び上海古籍出版社の浙江書局本影印本を見た。

【訓読】

屯田員外郎雷德驥、商州司戸參軍を責授せらる。德驥は判大理寺たり。其の官属と堂吏と、宰相に附会し、擅に刑名を増減す。德驥、憤惋して求見し、面のあたりに其の事を白さんと欲す。未だ引対に及ばず、即ち直ちに講武殿に詣りて之れを奏す。辞気俱に厲し。並びに言う、趙普、強いて人の第

宅を市い、財賄を聚斂す、と。上怒り、之れを叱りて曰わく、鼎鑪すら猶お耳有り。汝、趙普は吾の社稷の臣たるを聞かざるか、と。柱斧を引ききて撃ちて其の上齧の二齒を折る。左右に命じて曳き出ださしむ。宰相に詔して処するに極刑を以てせしむ。既にして怒り解く。止だ闡入の罪を用いてこれを黜するのみ。德驥は同州（現在の陝西省大荔県）の人なり。

ここでは、雷德驥が太祖に齒を折られた話と彼が案内を待たずに太祖の所に押しかけた話と太祖が雷德驥を鼎にも耳があると叱った話との三つの話が同じ時の話になっている。しかし、『長編』のこの文章は、「今、本伝に依り、やや談苑及び記聞を取りて之れを刪修す。」と後ろに注記されているように、『長編』の編者李燾（一一一五～一一八四）が、「本伝」即ち『太祖・太宗・真宗三朝国史』（天聖八年（一〇三〇）に成る。）の雷德驥伝に依拠しながら、『国老談苑』及び『涑水記聞』の記事を加えて構成したものである。『三朝国史』は今に伝わらないが、『三朝国史』の雷德驥伝に基いて書かれたと考えられる『宋史』巻二七八、雷德驥伝を見ると、第一話で紹介したように、雷德驥が商州司戸參軍に降官されるに至る話には、彼が太

祖に齒を折られた話や太祖が彼を鼎にも耳があると叱った話は出てこない。『三朝国史』について及び『三朝国史』と『宋史』との関係については、周藤吉之「宋朝国史の編纂と国史列伝」(『宋代史研究』所収、東洋文庫、昭和四十四年)を参照した。『宋会要輯稿』礼四七之二に掲げられている李攸撰『宋朝事實』に次のように記されている。

【訓読】

開宝元年、雷德驥の官を貶す。初め德驥、判大理寺たり。其の官属と堂吏と、宰相に附会し、擅に刑名を増減す。德驥、憤惋し、面のあたりに其の事を白し、併せて、趙普は強いて人の第宅を市い、財賄を聚斂す、と言う。上、怒りて曰わく、鼎鑪すら猶お耳有り。汝、趙普は吾が社稷の臣たるを聞かざるか、と。

ここでも、雷德驥が降官されるに至る話の中に、太祖が彼を鼎にも耳があると叱った話が出てくる。この『宋朝事實』の文と前に掲げた『長編』巻九の文とを比べると、「德驥、判大理寺たり。」以下の『宋朝事實』の文はすべて『長編』の文の中

に含まれている。『長編』の太祖朝の十七巻が奏進されたのは隆興元年(一一六三)である(『文献通考』巻一九三)。「宋朝事實」は、紹興三十二年(一一六二)の孝宗登極赦詔を載せている(『四庫全書』『宋朝事實』提要)ので、紹興三十二年以降に完成したと考えられる。「宋朝事實」の文は『長編』の文を引き写したものでなからうか。

なお、前に掲げた『長編』巻九の文章に、「ただ闌入の罪を用いてこれを黜するのみ。原文。止用闌入之罪黜焉。」とある。「闌入の罪」は、『宋刑統』巻七、衛禁律に「宮門に闌入すれば徒二年。殿門は徒二年半。(中略)御在所に至る者は斬。」と定められている。「御在所」とは皇帝が現に居る場所という意味であり、「御在所に至る」とは皇帝に危害を加えることができる皇帝の身辺に至るという意味である。雷德驥は、講武殿に居た太祖の面前に案内を待たずに押しかけたのであるから、「闌入の罪」が適用されると斬刑に当たるはずである。ところが『長編』には、「闌入の罪を適用して雷德驥を降官するだけで済ませた。」と記されている。不可解である。「闌入の罪を適用するのを免じて、降官するだけで済ませた。」とあるべきである。

第六話 奴婢の姓

雷德驥と太祖とは喧嘩ばかりしていたわけではない。魏泰『東軒筆録』巻一に、太祖と雷德驥とが交わした次のような問答が記されている。『東軒筆録』は、元祐九年（一〇九四）に書かれた自序がある。中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

判大理寺の雷德驥が便殿（講武殿を指す。）で上奏するというので、太祖は面会しました。普段着のままでした。上奏を聞いたついでに太祖は質問しました。「昔は、官奴婢を臣下に賜うときには、その臣下の姓を奴婢に与えました。その意図はどこにあったのでしょうか。」雷德驥は答えました。「昔の人は、貴賤の区別を定めて、乱すことができないようにしました。後世、系図が明らかでなくなって、奴の子孫と主人の子孫とが結婚する事態が生じることを恐れたのです。」太祖は大変喜んで、「あなたは昔の人が法を作った意図を深く理解しています。」と言いました。そしてしばらくの間、感心していました。それ以来、雷德驥が便殿で上奏するとき

は、太祖は、寛ぎの場にいたときでも必ず、皇帝が便殿で政務を執るときに着用する上衣と帯を召して面会しました。

【原文】

雷德驥、判大理寺。因便殿奏事、太祖方燕服、見之。因問曰、古者以官奴婢賜臣下、遂与本家姓。其意安在。德驥曰、古人制貴賤之分、使不可瀆。恐後世譜牒不明、有以奴主為婚者。太祖大喜曰、卿深得古人立法意。由是、歎重久之。自後、每德驥奏事、雖在燕处、必御袍帶、以見。

【訓読】

雷德驥、判大理寺たり。便殿にて奏事するに因り、太祖まさに燕服なりて、之れと見す。因りて問いて曰わく、古は官奴婢を以て臣下に賜うに、遂に本家の姓を与う。其の意いづくに在りや、と。德驥曰わく、古人、貴賤の分を制し、瀆す可からざらしむ。後世、譜牒明らかならず、奴と主とを以て婚を為す者有るを恐るるなり、と。太祖大いに喜びて曰わく、卿は深く古人立法の意を得たり、と。是れに由り、歎重すること之れを久しくす。自後、德驥の奏事することに、燕处在りと雖も、必ず袍帯を御して以て見す。

中国では古来、同姓不婚の規範が守られているから、奴に主人の姓を与えれば、奴の子孫と主人の子孫とが結婚する心配はないわけである。一方、婢に主人の姓を与えても、婢は異姓の男性と結婚するのであるから、婢の子孫の姓は婢の主人の姓とは別の姓となり、家系をたどれなくなれば、主人の子孫と婢の子孫とが結婚することを防ぐことができなくなる。

官奴婢を臣下に賜う際の法規としては、『唐六典』巻六、都官郎中員外郎条に「諸て官奴婢の、人に賜給する者は、夫妻男女は分張するを得ず。」と記されているものを挙げられるが、官奴婢を臣下に賜う際に、官奴婢にその臣下の姓を与える、という法律もしくは慣行の存在を示す史料は、『東軒筆録』のこの記事以外はまだ見つけていない。

第七話 告げ口は癖になる

商州の司戸参軍（戸籍・賦税・倉庫受納を掌る。）に降官された雷德驥に対して、商州刺史は、德驥がもと屯田員外郎（正七品官）であったことを知り、客礼でもって待遇した。ところが、奚嶼（『宋刑統』の編纂に加わった。）という人が知州になると、奚嶼は宰相趙普の意を迎えて、德驥が挨拶に来ると、傲

慢な態度で庭参（属官の長官に対する初対面の挨拶）を受けた。德驥は堪えられず、怨み言を吐いた。奚嶼はこれを根に持った。たまたま、德驥が商州で文章を作つて皇帝をそしつた、と言う者がいたので、奚嶼は、德驥を招いて語りあい、その一方で、ひそかに吏人を德驥の家に遣わして、德驥の家人をだまして、その文章を手に入れた。ただちに德驥にかせをはめて牢獄につなぎ、事状をつぶさに記して奏聞した。太祖はその罪をゆるし、德驥の官籍を削除して、靈武（靈州のこと。現在の寧夏回族自治区靈武県の南西。）に流した。数年後、德驥の子の有鄰が登聞鼓（皇帝に冤を訴えるための設備）を撃つて、中書省の官吏の不法の事実を訴えた。趙普はこれにより河陽節度使（治所は孟州。現在の河南省孟県の南。）に出された（開宝六年（九七三）八月）。雷德驥を呼び戻して秘書丞とし、ほどなく分判御史台三院事に任じた（同年十月）。このように『宋史』巻二七八、雷德驥伝に記されている。

雷德驥が地位を回復することができたのは、子の有鄰の活躍のおかげであるが、この親孝行は多くの犠牲を伴った。『統資治通鑑長編』巻十四、開宝六年六月条に次のように記されている。

【和訳】

(雷德驥が靈武に流されると) 德驥の子の有鄰は、実は趙普が圧力をかけたのだと思ひ、日夜、趙普に仕返しする方法を求めた。その頃、堂後官(中書省の政事堂で働く吏人)の胡賛と李可度とは長年、在職しており、彼らがしばしば請託を受けて賄賂をもらっている、と言う者がいた。また、秘書丞の王洞と雷德驥とは同じ年に科挙に合格した間柄であった。有鄰は常に王洞を訪ねて謁見していた。王洞はたびたび家事を委ねた。ある日、有鄰に頼んで銀を半錠(板状の定形銀である銀錠の半分)買わせて、有鄰に「これは胡將軍に贈ろうと思つています。」と語つた。「胡將軍」とは胡賛のことである。有鄰は胡賛の家にも常々出入りしていたので、王洞は有鄰に語つたのである。また当時、詔が下され、撰官(現地採用の下級地方官)に三期任用され、解由(大過なく任期を全うしたという証明書)を三任とも給付された者は、關係官司に申請書を提出することを許し、すみやかに召して試験し、正官に任用することができることになった(開宝四年(九七一)十一月)。有鄰は、以前から蔡州上蔡県(現在の河南省上蔡県)の前撰主簿の劉偉と交遊しており、劉偉が撰官に三

期任用されたけれども、そのうちの一任で解由を給付されなかつたことを知つていた。劉偉の兄である前朝の進士の劉侁は、偉のために官印を偽造し、劉偉は吏部の選官手続に送られることができた。

そこで有鄰は、上奏してこれらの事柄を告発した。加えて、宗正丞の趙孚が乾徳年間(九六三―九六八)に西川(成都府を指す)の官を授けられたが、病と称して赴任しなかつたこと、これらは皆、宰相趙普が庇つたことを述べた。太祖は怒つて、悉く御史台の獄に下して事実を究明させた。太祖ははじめて趙普を疑う気持ちを抱いた。(中略)

癸卯(六月二十一日)、劉偉は棄市(死刑)の判決を下され、趙孚及び王洞・劉侁・胡賛・李可度は皆、決杖し除名する判決を下された。胡賛と李可度とはなおその家財を籍没する判決を言い渡された。有鄰は、秘書省正字(典籍の校正を掌る)に任じられ、たくさん褒美をもらった。有鄰はこれ以来、しきりに上疏して、人が陰で行っている悪事を告発した。ほどなく病氣になり、白昼、劉偉が室内に入ってくるのを見た。劉偉は杖で有鄰の背を打つた。有鄰は大声で叫び、その声が外に聞こえた。数日して死んだ。(原文。俄被病、

白昼見偉入室。以杖箠其背。有鄰號呼、声聞于外。数日而死。）

【長編】卷十六、開宝八年（九七五）六月己巳条に「秘書丞雷德驥に錢十萬を賜う。子の有鄰、病死する故を以てなり。」とあるから、雷有鄰が亡くなったのは開宝八年であったことが知られる。

「劉偉の兄である前進士の佚が、偉のために偽印を造った。（原文。偉兄前進士佚、為偉造偽印。）とあるが、『宋史』卷二七八、雷德驥伝では、「劉偉が偽印を造り、その兄である前進士の佚に解由を書き写してもらった。（原文。偉造偽印、令其兄前進士佚書写之。）と記されており、『長編』では兄の劉佚が官印を偽造したことになるのに対して、『宋史』では劉偉本人が偽造したことになる。『長編』でも『宋史』でも、劉偉は「棄市」の判決を受け、兄の劉佚は「決杖、除名」の判決を受けており、劉偉の方が重い刑を科されているから、官印の偽造を実行したのがどちらであれ、首謀者は劉偉であると認定されたのである。『宋刑統』卷二十五、詐偽律、偽造宝印符節門に掲げられている唐開元二年（七一四）八月六日

敕に、「官文書印を偽写（偽写）は偽造の意。佐立注）する者は斬。」と定められている。

第八話 太祖の優しさ

李漢超（？～九七七）は、『統資治通鑑長編』卷一が引く『国史』に拠れば、陳橋駅で太祖の弟、趙匡義と共に、太祖擁立の謀議を決定した一人である。その李漢超について、次のようなエピソードが歐陽修『帰田録』卷一に記されている。『帰田録』は中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

太祖の時、李漢超を関南巡檢に任じて、契丹の攻撃を防がせました。三千人の兵士を与えただけでした。けれども、齊州（現在の山東省済南市）の賦税が他州に比べて最も多かったので、彼を齊州防禦使に任じて、齊州一州の税収を全て与えて、兵士を養わせました。ところが漢超は武人でしたので、不法な行ないが多かったのです。

しばらくして、関南（瀛州のこと。現在の河北省河間県。）の民が禁門までやって来て、漢超が民の錢を借りたまま返さ

ないこと、及び民の娘を掠奪して妾にしたことを訟えました。

太祖は民を召して便殿（講武殿を指す。）に入らせて面会し、酒食を賜給して慰勞しました。そして、おだやかに質問しました。「漢超が関南に駐在するようになってから、契丹が侵入したのは何回ですか。」民は「一回もありません。」と答えました。太祖が言いました。「以前は契丹が侵入すると、辺将は防ぐことができず、河北の民は、毎年、契丹の劫奪に遭っていました。あなたはその時にあなたの財産や妻女を保全することができたでしょうか。今回、漢超が返さない錢の額は、契丹が劫奪する財産の額と比べてどちらが多いでしょうか。」太祖はさらに、娘が奪われたと訟える者に質問しました。「あなたの家の娘さんは何人いますか。どういう人に嫁ぎましたか。」民がありのままを答えました。太祖は言いました。「ということは、嫁いだ相手は皆、村夫です。漢超について言えば、私の貴臣です。彼は、あなたの娘さんを愛しているからこそ、彼女を奪ったのです。彼女を得たからには必ず悪いようにはしないでしよう。娘さんが村夫に嫁ぐよりは、漢超の富貴な家の一員になった方がよいではありませんか。」太祖の言葉を聴いて、民は皆、嬉しくなって帰って

いきました。

太祖は人を遣わして漢超に「あなたは錢が必要なら、どうして私に要求しないで、民から取るのですか。」と言いました。そして、数百兩の銀を賜い、「あなたは自分の金として、これを民に返し、民をあなたに感激させなさい。」と伝えました。漢超は感泣して、死をもつて御恩に報いることを誓いました。

【原文】

太祖時、以李漢超為関南巡檢、使捍北虜。与兵三千而已。然其齊州賦稅最多、乃以為齊州防禦使、悉与一州之賦、俾之養士。而漢超武人、所為多不法。久之、関南百姓、詣闕、訟漢超貸民錢不還、及掠其女以為妾。太祖召百姓、入見便殿、賜以酒食、慰勞之。徐問曰、自漢超在関南、契丹入寇者幾。百姓曰、無也。太祖曰、往時契丹入寇、辺將不能禦、河北之民、歲遭劫虜。汝於此時、能保全其貲財婦女乎。今漢超所取、孰与契丹之多。又問訟女者曰、汝家幾女、所嫁何人。百姓具以對。太祖曰、然則所嫁、皆村夫也。若漢超者、吾之貴臣也。以愛汝女、則取之。得之必不使失所。与其嫁村夫、孰若処漢超家富貴。於是、百姓皆感悅而去。太祖、使人語漢超曰、汝

須錢、何不告我、而取於民乎。乃賜以銀數百兩、曰、汝自還之、使其感汝也。漢超感泣、誓以死報。

『宋史』卷二七三、李漢超伝では、「密かに使わして漢超を諭して曰わく、すみやかにそのむすめ並びにかるところを還せ。朕、しばらく汝をゆるさん。復た為すなかれ、と。(原文。密使諭漢超曰、亟還其女并所貸。朕姑寬汝。勿復為也。)」と記されており、太祖は李漢超に命じて、借りた金だけではなく、妾にした娘も民に返させたことになっている。『宋史』のこの文は、『名臣碑伝琬琰集』下、卷五に収められている、曾鞏(一〇一九―一〇八三)の「李漢超觀察」の文とほとんど同じであるから、曾鞏の文を引き写したものであることがわかる。『琬琰集』は四庫全書本の影印本を見た。

『宋史』李漢超伝に、「郡(齊州を指す。)に在ること十七年。政、平らぎ、訟、理まる。吏民、之れを愛し、闕に詣り、碑を立て徳を頌えんことを求む。太祖、詔して、率更令(太子率更令)の徐鉉をして文を撰せしめ、之れを賜う。」と記されている。徐鉉(九一七―九九二)が作った、李漢超の徳を頌える文章は、徐鉉の文集である『徐公文集』(四部叢刊所収)の卷二

十五に、「大宋李公德政碑文」と題して収められている。これを見ると、李漢超は、建隆二年(九六一)に齊州刺史・齊州防禦使に任じられ、乾德二年(九六四)に、齊州刺史・齊州防禦使のまま、閩南兵馬都監に充てられた、と記されている。「閩南兵馬都監」が「閩南巡檢」の正式名称であるとすると、『帰田録』が、李漢超は閩南巡檢に任じられてから、齊州防禦使に任じられたとするのは、「李公德政碑文」の記述と食い違っていることになる。

司馬光『涑水記聞』卷一にも、『帰田録』の上記のエピソードとよく似た内容のエピソードが記されているが、そこでは、強いて民の娘を娶って妾にし、民の錢を取った人物が、李漢超ではなく、滄州節度使(治所は現在の河北省滄州市の東南。滄州は閩南の東隣である。)の張美(九一八―九八五)になっている。張美が滄州節度使に任じられたのは乾德五年(九六七)である。李燾『統資治通鑑長編』卷八は、乾德五年三月戊戌条に、『涑水記聞』が記す張美のエピソードを掲載して、「歐陽修の帰田録は、民の女を奪うは乃ち李漢超の事なりと載す。按ずるに漢超、閩南に在り、民、為めに碑を立てて徳を頌う。当に是くの如くならざるべし。今、記聞に従う。」と注記している。

しかし、李漢超は、太祖の優しさに感激して反省したからこそ、民から徳をたたえられるほどの為政者になったのかもしれないから、民の娘を奪って妾にしたのは李漢超ではない、と決定することはできない。

第九話 スパイの失敗

太祖は、即位すると、外界の出来事をあまねく知りたいと思い、軍校（軍隊の指揮官）の史珪に命じて博く探訪させた。史珪はいくつかの出来事を探り出し、太祖に報告した。他の者に確認させたところ、どれも事実であった。そこで太祖は史珪を信用した。史珪は昇進を重ねて馬軍都軍頭となり、毅州刺史（毅州は現在の河北省宣化県。毅州はこの時既に遼の領土であった。）の官名を帯びた。そして、だんだん威福をほしいままにするようになった。

その頃、德州刺史（德州は現在の山東省陵県）の郭貴は、開宝六年（九七三）六月から、邢州（現在の河北省邢台市）の知事であり、国子監丞の梁夢昇が德州の知事であった。郭貴の族人や親吏が德州で姦利を貪っていたので、梁夢昇は法律でこれを正した。郭貴は以前から史珪と仲が良かったので、親信の者

を都に遣わして、その事を史珪に告げた。梁夢昇を罷免させようと図ったのである。史珪は郭貴の言い分を悉く紙に記した。折を見て太祖に言上しようと思ったのである。

開宝七年（九七四）二月甲申（五日）、太祖がくつろいだ様子で、「近来、中外の官に任じられた者は皆、ふさわしい人ばかりです。」と言った。史珪はすばやく、「今の文臣もまた必ずしも皆、ふさわしい人ではありません。」と言って、懐中からメモを探り出して太祖にたてまつった。そして、「たとえば梁夢昇は德州の知事ですが、刺史の郭貴を欺き、ないがしろにして、ほとんど死なせる所でした。」と言上した。太祖は「これは必ず刺史の行ないが不法であったに違いありません。梁夢昇は真に清強な官吏です。」と言って、メモが記された紙を握って、一人の宦官を呼んで、その紙を持って行って中書省に付するよう命じた。そして、「ただちに梁夢昇を贊善大夫にして下さい。」と言った。宦官が行ってしまうと、また呼び戻して、「梁夢昇に左贊善大夫を与え、德州知事のままにして下さい。」と言った。史珪は何も言うことができなかった。

このように『続資治通鑑長編』巻十五、太祖、開宝七年二月条に記されている。

【原文】

上、初臨御、欲周知外事、令軍校史珪博訪。珪、廉得數事、白于上。案驗皆實。由是信之。累遷馬軍都軍頭、領毅州刺史。漸肆威福。時德州刺史郭貴、權知邢州。(原注。貴、權知邢州、在六年六月。) 国子監丞梁夢昇、知德州。貴之族人親吏、在德州、頗為姦利。夢昇、以法繩之。貴、素与珪善。遣親信至都、以其事告珪、凶去夢昇。珪、悉記于紙、將伺便言之。甲申、上、從容言、邇來、中外所任、皆得其人。珪、遽曰、今之文臣、亦不必皆善。乃探懷中所記、以進曰、祇如梁夢昇、權知德州、欺蔑刺史郭貴、幾至于死。上曰、此必刺史所為不法。夢昇、真清強吏也。取所記紙、召一黃門、令齎付中書曰、即以夢昇為贊善大夫。既行。又召還曰、与左贊善大夫、仍知德州。珪、乃不敢言。(原注。梁夢昇、未見。)

郭貴は、前朝以来、德州の長官である德州刺史として、德州に勢力を張っていたのであるが、梁夢昇が知德州に任じられたことにより、德州刺史の地位は名目のものにすぎなくなってしまうのである。

太祖は黄門に「ただちに夢昇を以て贊善大夫と為す。」と

言つて、それを中書省に伝えさせたが、「贊善大夫」は正確に言えば、太子左贊善大夫と太子右贊善大夫との二つがあった。そこで太祖は、「左贊善大夫を与う。仍お德州を知らせしむ。」と言ひ直して、梁夢昇を国子監丞から太子左贊善大夫に昇進させること、及び德州知事のままとすることをはっきりさせたのである。太子左右贊善大夫は、唐代に置かれた皇太子侍從官であるが、宋では、職務のない階官であった。

梁夢昇の事績は、この話の他は何も伝わっていない。『長編』の原注も「梁夢昇は未だ見ず。」と記している。史珪が太祖に梁夢昇を讒言したおかげで、梁夢昇が剛直な裁判官であったことが後世に伝わったのである。何が幸いするかわからない。

第十話 太祖の罪刑法定主義

京師の民が官物を売り買ひして、価格が不当である者がいた。馬軍都軍頭の史珪は、密かに人を遣わして様子を伺わせ、民の詐欺を告發した。告發された者は往々にして死刑に処された。そのため、商店街では昼間から店が閉じられた。太祖はその事を聞いたので、開宝七年(九七四)五月乙丑(十八日)、次のような詔を降した。

「古の賢者が裁判について、法律違反者をしらみつぶしに処罰してはならないと助言したのは、思うに、平凡な民はただ利益だけを追求するものなので、法律で処罰し尽くすことはできない、ということを知っていたからです。かつ、従来の法律は、官物を不当な価格で売買する者を厳しく処罰すると規定してはいません。いいかげんに人を死刑に陥れるのは、深く道理に背きます。不当な価格で売買することを禁止したのであれば、法律の明文でもって示すべきです。今後は、官物を売買する際に、妄りに価格を増減し、官錢をだまし取った者がいれば、訊問して事実とわかれば、すべて枉法の罪に当てます。官錢をだまし取ったのが、この詔が下される前であれば、一切、罪に問いません。」

それからは、史珪が言上する事を、太祖はますます用いなくなつたのである。

このように『統資治通鑑長編』巻十五、太祖、開宝七年五月条に記されている。

【原文】

京師民、有市官物、或不当価者。馬軍都軍頭史珪、密遣人

伺之、告其誣罔。往往坐誅。列肆為之昼閉。上既聞其事。乙丑、降詔曰、古人以獄市為寄者、蓋知小民惟利是從、不可尽繩以法也。且先甲之令、未始申嚴。苟陷人于刑辟、深非理道。將禁其二価、宜示以明文。自今、応市易官物、有妄増損価直、欺罔官錢者、案鞫得実、並以枉法論。其犯在詔前者、一切不問。自是、珪所言、上愈不用矣。

太祖の詔に「古人、獄市を以て寄と為す」とある。これは、齊国の丞相であつた曹參が、漢の恵帝の二年（前一九三）、亡くなつた蕭何に代わつて漢の相国に任じられ、召されて出發する際に、齊の後任の丞相に、「齊の獄市を以て寄と為す。慎んで擾する勿かれ。（齊国の裁判を託します。慎重にして、民をわずらわさないようにして下さい。）」と助言した、という『史記』巻五十四、曹相国世家に記されている故事を典拠とする文言である。

太祖がこの詔を下す前は、官物を不当な価格で売買して官錢をだまし取った者に対しては、『宋刑統』巻二十五、詐偽律、詐欺官私取財門の「官私を詐欺して以て財物を取る者は、盗に准じて論ず。」「詐欺の贖数、五十匹を過ぐる者は、奏して敕裁

を取る。」という規定が適用された。この規定に従えば、だまし取った官銭が、絹に換算して五十匹以下であれば、最高刑は流三千里であるが（賊盜律、窃盜条、名例律、称反坐罪之条）、五十匹を越えると、流三千里よりも重い刑を当てるかどうかの判断が皇帝に委ねられる。皇帝は、死刑と判断するかもしれないし、しないかもしれないのである。

太祖がこの詔を下した後は、「今より、あらゆる、官物を市易し、妄りに価値を増損し、官銭を欺罔する者有らば、案鞫して実を得ば、並びに枉法を以て論ず。」とこの詔が命じているから、官物を不当な価格で売買して官銭をだまし取った者に対しては、『宋刑統』巻十一、職制律、枉法贖不枉法贖門の「監臨主司、財を受けて法を枉ぐる者は、一尺にて杖一百。一匹ごとに一等を加え、十五匹にて絞。（中略）禄無き者は、各々一等を減ず。」「禄無き人、枉法贖を犯す者は、特に加えて二十五匹に至らば、絞。」という規定が適用される。この規定に従えば、だまし取った官銭が、絹に換算して二十五匹以上であれば、絞刑を当てられるのである。

「先甲の令（従来の法律）は、未だ始より申厳（厳しい規定を置く）せず。かりそめに人を刑辟（死刑）に陥としいるは、

深く理道に非ず。將に其の二価を禁ぜんとせば、宜しく示すに明文を以てすべし。（中略）其れ、犯、詔前に在る者は、一切、問わず。」という詔文に、太祖の罪刑法定主義が表明されている。

第十一話 子孫が繁栄した理由

哲宗の紹聖二年（一〇九五）三月九日、蘇軾（一〇三六―一〇一）は流謫地の惠州（現在の広東省惠州市）で、陶淵明の「晋故征西大將軍長史孟府君伝」に「凱風・寒泉の思い、実にその心にあつまる。（原文。凱風寒泉之思、実鍾厥心。）」と述べられているのを読んで、母を思い出して悲しい気持ちになった。蘇軾の母は嘉祐二年（一〇五七）、蘇軾が二十二歳の時に亡くなった。「凱風」も「寒泉」も『詩経』国風、邶風、凱風に出てくる言葉である。「凱風」は、万物を成長させ養う南風であり、母の慈愛のたとえである。「寒泉」は、衛国の浚という都市にあった、都市全体を潤す泉であり、母に対する孝養のたとえである。「凱風・寒泉の思い、実にその心にあつまる。」とは、「母の慈愛に対する感謝の念や、母に十分に孝養を尽くせなかつた後悔の念が、私（陶淵明）の心に強くこみ上げてき

ました。」という意味である。陶淵明の母は、晋の征西大將軍桓温の長史であつた孟嘉の第四女である。陶淵明は、母をしのぶために、母の父であり自分の外祖父である孟嘉の伝「晋故征西大將軍長史孟府君伝」を書いたのである。蘇軾は、この伝を読んだ後で、陶淵明と同じように、母の祖父であり自分の外曾祖父である程仁霸の逸話を記した。『東坡全集』巻九十三に収められている「外曾祖程公逸事」である。『東坡全集』は四庫全書本の影印本を見た。林語堂『蘇東坡』(下) (合山究訳。講談社学術文庫、一九八七年。二四七頁) に拠れば、蘇軾の母の兄の子であり、蘇軾の姉の夫であつた程之才が、曾祖父の程仁霸の簡単な伝記を書いてくれるよう、蘇軾に依頼したという。その「外曾祖程公逸事」に次のように記されている。

【和訳】

外曾祖父の程公は、諱は仁霸、眉州眉山県(現在の四川省眉山県)の人です。情深い性格でもって郷里の人々から信頼されてきました。後蜀が平定されると(乾徳三年(九六五)正月)、宋朝本土の任官資格者は遠官に就きたがらなかつたので、蜀地方の官に空きができると、地元の人の中から正義

に従つて行動する者を選んで用いました。程公は眉州の録事參軍(州の官吏の怠慢や法律違反を糾すことを掌る。)に採用されました。

眉山県尉が、大根(原文。蘆葦根)を盗んだ者を捕えました。実際は窃盗だったので、持っていた刃物が誤つて大根の所有者にあたりました。県尉は褒賞を期待して、強盗事件として報告しました。眉州の獄掾(推鞠を掌る。)は賄賂を受け取つて、拷問して罪をこしらえました。太守(州の長官)が慮囚(冤罪の囚人がいないかどうか確認すること)をしようとしてました。その囚人は渡り廊下の下に坐つて、涙を流して泣いており、衣がびしょびしょになっていました。程公は、たまたまそこに通りがかり、その囚人が冤罪であることを知り、すぐにその盗人に言いました。「あなたが冤罪であることを、どうして自分から言わないのですか。私があるために冤罪を正しましょう。」盗人は程公の言葉に従つて、自分は冤罪であると訴えました。取り調べ官を程公に変更し、程公はその冤罪を正したのですが、県尉と獄掾とは争つてやみませんでした。復び取り調べ官が変更され、とうとうその盗人は死刑を執行されました。程公は、有罪の囚人

を釈放しようとした罪（原文。逸囚）に当てられ、免職になりました。一か月たたないうちに、県尉と獄掾とは二人とも急死しました。

三十年余り後、程公は白昼、かの盗人が庭に拝伏しているのを見ました。盗人が言いました。「県尉と獄掾とはまだ罪に伏しません。公を待つて罪を決します。これまで地下の冥府は公を召して暫時、証言させようとしていましたが、私は叩頭して「私のせいで公を驚かせてはいけません。」と言って争っておりました。ですから今になったのです。公の寿命は今日、尽きます。私が公をかついで往きます。暫時、証言して下さいれば、すぐに人の世に生まれ変わります。子孫が長生きし、高位高官が門に満ちるのです。」程公はつぶさに盗人の言葉を家人に伝え、沐浴して衣冠を整え、就寝してそのまま亡くなりました。

私、軾は幼い時にこの話を聞きました。その後、外祖父（程文応）が九十歳まで長生きし、舅氏（おじ。母の兄弟。程濬）が一族で始めて高官となり、八十五歳まで長生きしました。程公の曾孫は皆、出仕して名声があり、三人（程之才・之元・之邵）が同時に監司（路の監督官）に在任しまし

た。程公の玄孫は、立派な官僚になるためにますます盛んに勉強しています。一方、県尉と獄掾との子孫は衰微しています。ある人が言いました。「盗人が程公を徳とするのが深いあまり、程公を煩わせて暫時、証言してもらうに忍びないのはかまいません。けれども、県尉と獄掾とに対する裁判が久しく決着しなかったのは、冥府の裁判官もまた、程公に対する盗人の気持ちにかこつけて、裁判を引き延ばして、県尉と獄掾とを苦しめた、ということではないでしょうか。」

紹聖二年三月九日、私、軾は、惠州に在って、陶潜が作った「外祖孟嘉伝」（晋故征西大将军長史孟府君伝）を指す。）に、「凱風・寒泉への思いが、強く自分の心にこみ上げてきます。」と述べられているのを読み、とても悲しい気持ちになりました。そこで、程公の逸事を記して、程氏（程之才）に贈ります。陶淵明の気持ちに近いです。

【原文】

公、諱仁霸、眉山人。以仁厚、信於鄉里。蜀平。中朝士大夫、憚遠宦。官闕、選土人有行義者撰。公撰録參軍。眉山尉有得盜蘆葍根者。実窃、而所持刃、誤中主人。尉幸賞、以劫聞。獄掾受賅、掠成之。太守、將慮囚。囚坐廡下、泣涕、衣

尽濕。公適過之。知其寃、咋謂盜曰、汝寃、盍自言。吾為汝直之。盜果稱寃。移獄。公既直其事、而尉掾爭不已。復移獄。竟殺盜。公坐逸囚、罷歸。不及月、尉掾皆暴卒。後三十余年、公、昼日、見盜押庭下、曰、尉掾未伏、待公而決。前此、地府欲召公暫對。我叩頭爭之曰、不可以我故驚公。是以至今。公寿尽今日。我為公荷担而往。暫對〔對〕、道光十二年刊

『東坡全集』(中文出版社影印)は「徃」に作る。)、即生人天、子孫寿祿、朱紫滿門矣。公具以語家人、沐浴衣冠、就寢而卒。軾、幼時、聞此語。已而外祖父寿九十、舅氏、始貴顯、寿八十五。曾孫、皆仕有声、同時為監司者三人。玄孫宦学益盛。而尉掾之子孫微矣。或謂、盜德公之深、不忍煩公暫對、可也。而獄久不決、豈主者亦因以苦尉掾也歟。紹聖二年三月九日、軾在惠州、讀陶潛所作外祖孟嘉伝云、凱風寒泉之思、實鍾厥心。意悽然悲之。乃記公之逸事、以遺程氏。庶幾淵明之心也。

「眉山尉、蘆葍根を盗む者を得る有り。実は窃なるも、持するところの刃、誤って主人にあたる。尉、賞をねがい、劫を以て聞す。」と記されている。「劫」は「強盗」の意味である。大

根を窃盗するのは軽い罪であるが、兇器を持って強盗すれば、何も取らなくても死罪である。『宋刑統』卷十九、賊盜律、強盜窃盜門に掲げられている周顯徳五年(九五八)七月七日敕条に「今後、あらゆる、仗(兇器を意味する。)を持して劫を行うものは、有賊・無賊を問わず、並びに死に処す。」と定められている。

「持するところの刃、誤って主人にあたる。(原文。所持刃、誤中主人。)」とある。『分門古今類事』(『筆記小説大観』第九編所収。乾道五年(一一六九)の序がある。)卷十八、雜誌門、程公逸事は、「誤中主人」の箇所を「誤傷主人」に作っている。大根を窃盗した者が、持っていた刃物で大根の所有者を誤って傷つけたとすれば、『宋刑統』卷二十、賊盜律、因盜殺傷人門の「盜に因りて、過失にて人を殺傷する者は、鬪殺傷を以て論ず。死(絞刑・斬刑を指す。)に至る者は加役流。」という規定が適用されなければならない。この規定に従えば、たとえ大根の所有者を誤って殺したとしても死罪には当たらない。ましてや、持っていた刃物が大根の所有者に誤って触れただけで、傷つけもしなかったとすれば、ただの大根泥棒である。

「公、逸囚に坐し、罷歸す。」と記されているが、「逸囚」と

いう語は律には出てこない。『宋刑統』卷三十、断獄律、官司出入人罪門に定められている「失出」の罪を指すのであろうか。『分門古今類事』卷十八、雜誌門、程公逸事、及び張世南『游宦紀聞』（中華書局唐宋史料筆記叢刊本）卷五所掲「外曾祖程公逸事」は、「逸囚」を「誅囚」に作っている。「誅」は、誘うという意味である。「誅囚」という語も律には出てこない。

「已にして外祖父、寿九十。」とある「外祖父」は、呂陶『浄徳集』卷二十一、太中大夫武昌程公墓誌銘に、程濬の父として名が記されている程文応である。程濬は、蘇軾の母の兄である。「舅氏（母の兄弟）始めて貴顕たり。寿八十五。」とある「舅氏」は程濬を指す。「寿八十五」とあるが、「太中大夫武昌程公墓誌銘」は、程濬は元豊五年（一〇八二）に八十二歳で卒した、と記している。「墓誌銘」に拠れば、程濬は、天聖五年（一〇二七）に同学究出身を賜わり、鳳翔府節度推官等に任じられた後、進士乙科に合格し、提点荆湖南路刑獄、夔州路転運使等を歴任し、熙寧三年（一〇七〇）、七十歳で致仕した。「墓誌銘」には、程濬が行なった名裁判の話がいくつか記されている。

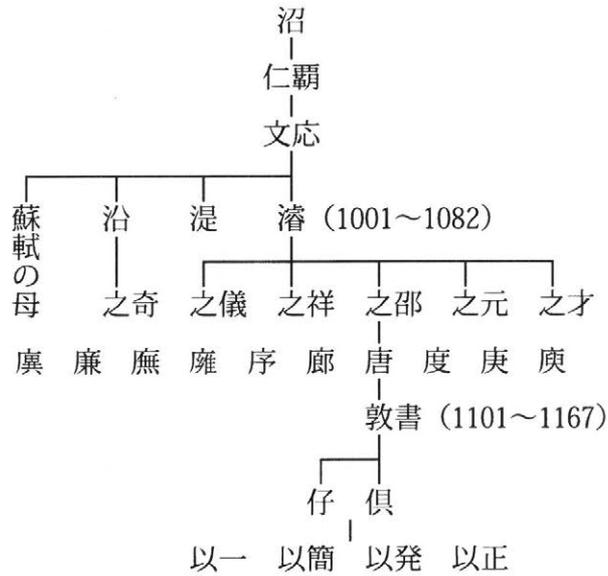
「曾孫、皆、仕えて声有り。時を同じくして監司たる者三

人。」と書かれている。「監司」は、各路に属する州県の行政や裁判を監督する、各路に置かれていた官司の総称であり、転運使・副使・判官、提点刑獄公事、提挙常平官を指す。「三人」は、程仁覇の孫である程濬の子、程之才・之元・之邵を指している。ただし、この三人が同時に監司の任に在った時期は確認できない。程之邵は『宋史』卷三五三に伝がある。「鳳翔府（現在の陝西省鳳翔県）の知事であつた時、ある民が借金して返す金が無かつたので、自ら自宅を焼いて、失火であるとうそをついた。また、主藏吏が四人の下女を殺したが、そのことを知る人はいなかつた。程之邵はこれらの悪事をあばいた。鳳翔府の人々はこのことを語り伝えた。」と記されている。

「玄孫は宦学ますます盛んなり。」とある。程仁覇の曾孫である程之邵の子、程唐（一〇七一～一一五三）は宝文閣学士に至つた（『宋史』卷三五三、程之邵伝。史堯弼『蓮峯集』卷十、宝文閣学士開国郡公程文哀詞）。程唐の子、程敦書（一一〇一～一一六七）は、いくつかの州の知事を歴任した（晁公遯『嵩山集』卷五十二、程邛州墓誌銘）。これまでに挙げた史料をもとに作つた程氏の系図を掲げておく。

程仁覇は、冤罪の囚人を死刑から救うのに失敗した。しかし、

程氏系図



救おうとしただけでも、これほど子孫が繁栄し、孫女からは蘇東坡が生まれたのである。ましてや、冤罪の囚人を死刑から救うことができた裁判官は、一体どれほど子孫が繁栄することであらうか。

第十二話 太祖の誓い

欽宗の靖康元年（一一二六）閏十一月、金軍が京城を陥落さ

せ、翌二年三月、金人は上皇徽宗を脅して金国へ向かって出発させた。道中、徽宗は御伴をしていた曹勛（一〇九八〜一一七四）に次のように語った。「帰って新皇帝にこう奏上して下さい。太祖皇帝は誓約をして、それを太廟に保管しました。その誓約とは、大臣および意見を言上した官僚（原文「言事官」「言官」）を誅殺しません。この誓約を破れば、不幸が降りかかりますように（原文。違者不祥。）、というものです。ですから私の前の七代の皇帝は、この誓約を守り続けて、いまだかつて軽々しく変更しませんでした。私がいつも反省しているのは、靖康年間（一一二六〜一一二七）に誅罰が甚しかったことです。今日の禍いの原因はこれだけではないでしょうけれども、新皇帝は必ず、この事実を知って、自戒しなければなりません。」

徽宗は燕山府（現在の北京市）から密かに曹勛を高宗の下に遣わした。曹勛は、建炎元年（一一二七）七月丙辰（二十八日）、南京応天府（現在の河南省商丘県）に至り、徽宗が「すぐに皇帝の位に即いて、父母を救いに来て下さい。」とえりの中に自ら書いた御衣を高宗にたてまつった。そして後日、太祖の誓約に関する徽宗の言葉を高宗に伝えた（曹勛『松隱集』巻二十六、進前十事劄子。『宋史』本紀。同書卷三七九、曹勛伝。

『建炎以来繫年要録』卷四・卷七。

意見を言上した官僚を誅殺しない、という太祖の誓約に関しては、『避暑漫抄』所引『秘史』に次のような詳しい記述がある。『避暑漫抄』は叢書集成初編（中華書局）所収本を見た。

【和訳】

太祖は、天命を受けて三年目に、密かに一つの碑を刻み、太廟（皇帝の先祖を祭る施設）の寝殿（みたまの背後の建物）の夾室（左右の脇部屋）に立て、これを「誓碑」と呼びました。金箔をちらした黄色い垂幕でこれを遮蔽し、門にかぎを掛けて大変嚴重に封鎖しました。そして、関係官司に対して「今後は、季節のお祭り及び新天子の即位の時に、みたまに拝謁して礼が終われば、つつしんで誓いの言葉を読んで下さい、と奏請して下さい。」とみことのりしました。

この年、秋のお祭りの時、礼官がみことのりに奏請しました。太祖は、夾室の前に詣り、二拝して階段を昇りました。年少の宦官で文字を読めない者が一人だけ従い、他の者は皆、遠く離れて庭中に立ちました。宦官が、封鎖の状態を確かめて、かぎを開け、先に室内に入って香を焚き、あかり

をつけて、垂幕を掲げ、急いで走って階下に降り、仰ぎ視ようとしませんでした。太祖は、碑の前に至って二拝し、跪いて碑を見上げ、誓いの言葉を黙誦し終わり、再び二拝して夾室から出ました。群臣及び近侍の者は皆、太祖が何事を誓ったのか知りませんでした。

その後、歴代の皇帝は皆、この儀式を故事として踏襲し、季節の祭りの時ごとに、太祖がしたように碑に伏謁し、誓いの言葉を恭しく読み、その内容を他人に漏らしませんでした。腹心の大臣、例えば趙韓王（趙普）・王魏公（王旦）・韓魏公（韓琦）・富鄭公（富弼）・王荊公（王安石）・文潞公（文彦博）・司馬温公（司馬光）・呂許公（呂夷簡）・申公（呂公著）は皆、天下の期待を集め、歴代の皇帝が最も頼りにして政治を任せた人達ですが、これらの腹心の大臣でさえ、皇帝が何事を誓うのか知りませんでした。

靖康の変が起こり、野蛮人が太廟に入り、礼楽祭祀に用いる諸器物を悉く持ってゆき、門がすべて開けっ放しになり、人々は勝手に太廟の中を観ることができました。誓碑は高さが七八尺（一尺は約三一センチ）、幅が四尺余りでした。誓いの言葉は三行に刻まれ、一行に「柴氏（後周の世宗柴榮と

その子恭帝柴宗訓の子孫が罪を犯しても、刑を加えることはできません。たとえ謀反の罪を犯しても、ただ獄中で自殺を賜わるだけで、市場で死刑に処することはできません。また、親族を連坐させることもできません。」と刻まれています。別の一行に「士大夫（読書人）及び上書して意見を述べる人（原文。上書言事人）を殺すことはできません」、残りの一行に「子孫でこの誓いに背く者がいれば、天が必ずその者を誅殺します。」と刻まれています。

後に建炎年間（一一二七―一一三〇）に、曹勛が金虜の地から帰る際に、太上皇帝（徽宗）が、「祖宗の誓碑が太廟にあります。恐らくは今の天子は御存じではないでしょう云々。」という言葉を曹勛に託しました。（原注。秘史。）

【原文】

藝祖受命之三年、密鑄一碑、立于太廟寢殿之夾室、謂之誓碑。用銷金黃幔蔽之、門鑰封閉甚嚴。因勅有司、自後、時享及新天子即位、謁廟禮畢、奏請恭誦誓詞。是年秋享、礼官奏請如勅。上詣室前、再拜陞階。独小黃門不識字者一人從、余皆遠立庭中。黃門驗封啓鑰、先入焚香明燭、揭幔、亟走出階下、不敢仰視。上至碑前再拜、跪瞻默誦訖、復再拜而出。群

臣及近侍、皆不知所誓何事。自後、列聖相承、皆踵故事、歲時伏謁、恭誦如儀、不敢漏泄。雖腹心大臣、如趙韓王・王魏公・韓魏公・富鄭公・王荊公・文潞公・司馬溫公・呂許公・申公、皆天下重望、累朝最所倚任、亦不知也。靖康之變、犬戎入廟、悉取礼樂祭祀諸法物而去。門皆洞開、人得縱觀。碑止高七八尺、闊四尺余。誓詞三行。一云、柴氏子孫有罪、不得加刑。縱犯謀逆、止於獄中賜尽、不得市曹刑戮、亦不得連坐支屬。一云、不得殺士大夫及上書言事人。一云、子孫有渝此誓者、天必殛之。後建炎中、曹勛自虜中回。太上寄語云、祖宗誓碑在太廟。恐今天子不及知。云々。（原注。秘史。）

叢書集成初編所収『避暑漫抄』は編者を南宋の陸游（一一二五―一二〇九）と記すが、劉浦江「祖宗之法——再論宋太祖誓約及誓碑——」（『文史』二〇一〇年第三輯掲載）は、『避暑漫抄』は明代中葉に何者かによって編集されたものであらうと考証している。『秘史』は著者も著作年代もわからない。意見を言上した官僚を誅殺しない、という太祖の誓約が碑に刻まれている、という記述は、趙彥衛『雲麓漫鈔』卷十にも見られる。そこには「藝祖（太祖を指す。）の御筆に「南人を用いて相と

為し、諫官を殺すは、吾が子孫に非ず。」とあり。石刻、東京（開封府）内中に在り。（原文。藝祖御筆、用南人為相、殺諫官、非吾子孫。石刻在東京内中。）と記されている。『雲麓漫鈔』は、開禧二年（一一〇六）の自序がある。唐宋史料筆記叢刊（中華書局）所収本を見た。「諫官」は、特定の官職を指しているのではなく、皇帝に意見を言上した官僚という意味で使われているのであろう。

王曾瑜「岳飛之死」（『歴史研究』一九七九年第十二期掲載）は、「宋朝と明朝とは同じではない。明朝は臣僚を草芥のように濫殺したが、宋朝はそれとは反対に臣僚を非常に優遇した。」と述べている。全くその通りである。『皇明祖訓』（『皇明制書』下巻所収、古典研究会）の「祖訓首章」に、次のような明の太祖の訓戒が掲げられている。

「以後、子孫、皇帝となる時、（中略）並びに黥刺（入れ墨）・腓（あしきり）・剕・闕割の刑を用いるを許さず。（中略）臣下、敢えて、此の刑を用いんことを奏する者有らば、文武群臣、即時に劾奏せよ。犯人をもつて凌遲し、全家、死に処せよ。」

「以後、子孫、皇帝となる時、並びに丞相を立つるを許さず。

臣下、敢えて、設立するを奏請する者有らば、文武群臣、即時に劾奏せよ。犯人をもつて凌遲し、全家、死に処せよ。」

言論の自由という規準から見れば、明代のレベルは宋代のレベルに比べて格段に下がっていたのである。